

工 事 請 負 契 約 書 (案)

工 事 名 横浜国立大学(常盤台)第2食堂空調設備改修工事

請負代金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

ただし、代金額のうち消費税は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに、地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づく税率を乗じて得た額である。なお、代金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

発注者 国立大学法人横浜国立大学 学長 梅原 出 と受注者 との間において、上記の工事について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第 1 条 受注者は、別冊の図面及び仕様書に基づいて、工事を完成するものとする。

第 2 条 工事は、神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台79(横浜国立大学常盤台団地構内)において施工する。

第 3 条 着工時期は、令和6年6月 日とする。

第 4 条 完成期限は、令和6年9月13日とする。

第 5 条 契約保証金は、納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第 6 条 受注者は、すみやかに工事の目的物及び工事材料について組立工事保険契約を締結するものとする。

第 7 条 請負代金は、受注者からの適法な請求に基づき2回以内に支払うものとする。

第 8 条 受注者(共同企業体にあつては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額)の10分の1に相当する額を違約金(損害賠償額の予定)として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規程により取り消された場合を含む)。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令

をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第9条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の延滞利息を発注者に支払わなければならない。

第10条 完成通知書は、施設部施設企画課総務・契約係に送付するものとする。

第11条 請負代金(前払金を含む。)の請求書は、施設部施設企画課総務・契約係に送付するものとする。

第12条 この契約についての一般的約定事項は、国立大学法人横浜国立大学会計規程、国立大学法人横浜国立大学工事契約実施規則、国立大学法人横浜国立大学工事請負契約規則、並びに規則別記の工事請負契約基準を適用する。

第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者・受注者間において協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者・受注者は記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年6月 日

発注者 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台79-1
国立大学法人横浜国立大学
学長 梅原 出

受注者